

ABケイマン・トラスト -
エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

円建一円ヘッジクラス
ケイマン籍オープンエンド契約型公募外国投資信託／追加型

運用報告書（償還報告書）
（全体版）

作成対象期間
第 10 期
(2021年10月 1 日～2022年 1 月31日（償還日）)

管理会社
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

代行協会員
アライアンス・バーンスタイン株式会社

受益者の皆様へ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ABケイマン・トラスト（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドであるエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」といいます。）の円建－円ヘッジクラスは、2022年1月31日をもって償還の運びとなりました。

ここに運用状況と償還の内容をご報告申し上げます。

長年にわたるご愛顧に対し、厚く御礼申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

ファンド形態	ケイマン籍オープンエンド契約型公募外国投資信託／追加型	
信託期間	<p>ファンドは、2022年1月31日に終了する予定です。</p> <p>ただし、管理会社が、受託会社と協議の上、受益者の利益のためと判断した場合には、事前にファンドを終了させることがあります。</p> <p>（注）ファンドは、2022年1月31日に償還しました。</p>	
運用方針	<p>ファンドの目的は、ABケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ（以下「投資対象ファンド」といいます。）に対する投資を通じて米ドル建の新興国の国債、政府保証債、政府機関債および社債等の債券を実質的な主要投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求することです。</p>	
主要投資対象	ファンド	ABケイマン・マスター・トラスト－エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ
	投資対象ファンド	<p>主に米ドル建のエマージング債券を主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆通常、資産総額の80%以上をエマージング債券に投資する見込みです。 ◆米ドル以外の通貨建債券への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。ただし、米ドル以外の通貨建債券に投資する場合は対米ドルで為替ヘッジをする予定です。 ◆社債への投資割合は、純資産総額の35%以内とします。また、投資対象ファンドは、株式等のエクイティ証券に対する投資を行いません。 <p>※ただし、投資対象ファンドは、転換社債の行使等により、純資産総額の25%までエクイティ証券を保有することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆投資対象ファンドの資産は、投資適格の有価証券だけではなく、非投資適格の有価証券に対しても投資が行われます。非投資適格の有価証券に対しては、純資産総額の50%を超えて投資される場合があります。 ◆新興国における単一国への投資割合は、純資産総額の30%以内とします。
ファンドの運用方法	<p>ファンドは、米ドル建のエマージング債券を実質的な主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ファンドは、資産の大部分を投資対象ファンドに投資します。投資対象ファンドは、米ドル建のエマージング債券を主要な投資対象とします。 ◆管理会社は、ファンドの資産総額の80%以上をエマージング債券に投資する見込みです。 	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 投資対象ファンドの総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、投資対象ファンドの運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。 ◆ 単一発行体が発行する債券への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。ただし、ソブリン債または準ソブリン債に投資する場合を除きます。 ◆ 借入残高総額は、純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合はこの限りではありません。 	
分配方針	<p>原則、毎月15日（15日がファンド営業日ではない場合には、その翌ファンド営業日）を分配基準日として、分配を宣言します。</p> <p>分配は、販売取扱会社を通じて投資者に対して、分配基準日（同日を含みます。）から起算して原則として7国内営業日目以降に支払われます。</p>	

I. ファンドの設定から前期までの運用の経過

第1期(2013年1月17日～2013年9月30日)

■投資環境について

エマージング債券市場は、期の前半は、各国で金融緩和が継続するとの観測などからおおむね堅調に推移しましたが、2013年5月から6月下旬にかけては、米連邦準備制度理事会（FRB）による量的緩和の規模が年内に縮小されるとの見方が高まり、米国国債の金利が急上昇したことなどを受けて大きく下落しました。その後は、投資家の過剰反応が落ち着きを取り戻したことや、米国の金融政策の早期引き締め観測が後退したことなどから上昇に転じました。2012年9月30日～2013年9月30日までのエマージング国債市場（JPM EMB I グローバル・ダイバーシファイド）は4.1%下落しました。

国別では、ベリーズやパキスタンなどが堅調に推移した一方、ウルグアイ、インドネシアなどが軟調に推移しました。

■ポートフォリオについて

当ファンドは、ABケイマン・マスター・トラスト・エマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ（以下、「投資対象ファンド」といいます。）に当ファンドの資産の大部分を投資しております。以下は、投資対象ファンドの運用経過です。

保有銘柄は全般的に軟調に推移しました。なかでも、インドネシアの国債や政府機関債、コロンビアの国債、トルコの国債、フィリピンの国債の保有などは、1口当たり純資産価格にとってマイナス要因となりました。

投資行動では、ロシアの国債、メキシコの国債や社債、ブラジルの政府機関債や社債などを買い付けました。一方、ベネズエラの政府機関債、ウクライナの国債や政府機関債、トルコの国債などを一部売却しました。

第2期(2013年10月1日～2014年9月30日)

■投資環境について

エマージング債券市場は、期初から2014年2月初めにかけては、概ね横ばいに推移しました。その後は、トルコやロシア・ウクライナなど複数の地域での政情の悪化が懸念されたものの、その影響がエマージング債券市場全体に波及することはなかった一方、同債券市場を投資対象とする米国の個人向け投資信託の資金が流入に転じたことなどから上昇基調で推移しました。

国別では、アルゼンチンやベリーズなどが堅調に推移した一方、ベネズエラやロシアなどが軟調に推移しました。

■ポートフォリオについて

ファンドは、投資対象ファンドにファンドの資産の大部分を投資しております。以下は、投資対象ファンドの運用経過です。

保有銘柄は概ね堅調に推移しました。なかでも、インドネシアの国債や政府機関債、メキシコの社債や政府機関債、ハンガリーの国債などの保有は、純資産価格にとってプラス要因となりました。一方、ベネズエラの政府機関債、ロシアの国債などの保有はマイナス要因となりました。

投資行動では、レバノンの国債などを新規で買い付けたほか、ドミニカの国債などを買い増しました。一方、フィリピンの国債、コートジボワールの国債などを一部売却しました。なお、ウクライナについては、期初は、経常赤字が大きいなどファンダメンタルズが弱いことなどから低めの組入比率としていましたが、政情不安の高まりが懸念されたことから2月末までに全額売却をしました。その後は、国際通貨基金（IMF）がウクライナ支援について合意に達するなど状況の好転を受けて同国の国債および政府機関債を買い付けました。ロシアについてもやや慎重な見方を維持していましたが、3月以降は政

府機関債や社債を中心に一部売却を行い、組入比率を引き下げました。

第3期（2014年10月1日～2015年9月30日）

■投資環境について

当期のエマージング債券市場は、2014年12月中旬にかけては、原油価格の下落を受けて産油国を中心に軟調に推移しましたが、その後、原油価格が落ち着くとともに上昇しました。2015年4月以降は、中国経済の減速や原油価格下落に対する懸念、世界的な株価下落などを背景に再び軟調に推移しました。

■ポートフォリオについて

ファンドは主として米ドル建てのエマージング債券を実質的な投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求します。運用にあたっては、当期も引き続き、計量分析とファンダメンタル分析に基づき、魅力的であると判断した銘柄への投資を行いました。

その結果、セクター別では、国債を中心に、政府機関債や社債の銘柄にも投資を行いました。国別では、メキシコ、ブラジル、コロンビア、インドネシア等が上位となりました。

なお、円建-円ヘッジクラスでは、米ドルと円間の為替レートの変動による影響を低減するために、米ドル売り・円買いの為替ヘッジ取引を行いました。

第4期（2015年10月1日～2016年9月30日）

■投資環境について

当期のエマージング債券市場は、2016年1月中旬にかけては、原油価格の下落やブラジルなどのエマージング主要国における政治的不透明感の高まり、年初の株式市場の混乱などを受けて軟調に推移したものの、2月中旬以降は、原油価格の上昇や株式市場の上昇などを背景に投資家のリスク回避姿勢が後退したことなどから上昇しました。6月には、イギリスの欧州連合（EU）離脱決定に伴う市場の混乱もありましたが、その影響は一時的なものにとどまり、期末にかけても、世界的に長期金利が安定推移する中で引き続き堅調に推移しました。

■ポートフォリオについて

ファンドは主として米ドル建てのエマージング債券を実質的な投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求します。運用にあたっては、当期も引き続き、計量分析とファンダメンタル分析に基づき、魅力的であると判断した銘柄への投資を行いました。

その結果、セクター別では、国債を中心に、政府機関債や社債の銘柄にも投資を行いました。国別では、ブラジル、インドネシア、アルゼンチン、トルコ等が上位となりました。

なお、円建-円ヘッジクラスでは、米ドルと円間の為替レートの変動による影響を低減するために、米ドル売り・円買いの為替ヘッジ取引を行いました。

第5期（2016年10月1日～2017年9月30日）

■投資環境について

当期のエマージング債券市場は、2016年11月中旬に米国の大統領選挙の結果を受けて米国の金利が上昇したことや、通商外交政策への懸念が高まったことから下落しました。しかし、12月初旬以降は、世界的な株高や原油価格の回復、米ドル安から新興国への景気回復期待が高まったこと、世界的な金利低下などが追い風となって新興国への資金流入が続いたことで堅調に推移しました。

■ポートフォリオについて

ファンドは主として米ドル建てのエマージング債券を実質的な投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求します。運用にあたっては、当期も引き続き、計量分析とファンダメンタル分析に基づき、魅力的であると判断した銘柄への投資を行いました。

その結果、セクター別では、国債を中心に、社債や政府機関債の銘柄にも投資を行いました。国別では、ブラジル、アルゼンチン、トルコ、メキシコ等が上位となりました。

なお、円建-円ヘッジクラスでは、米ドルと円間の為替レートの変動による影響を低減するために、米ドル売り・円買いの為替ヘッジ取引を行いました。

第6期（2017年10月1日～2018年9月30日）

■投資環境について

当期のエマージング債券市場は、期を通じて下落基調となりました。期初から2018年1月初旬までは、米国金利の落ち着いた展開からほぼ横ばいで推移しました。その後、2月初旬には米国金利の急上昇を受けて、また4月半ば以降6月中旬にかけては、米中の貿易摩擦激化に加えて、アルゼンチンやトルコなど一部のエマージング諸国の通貨への懸念が高まったことなどを背景に大きく下落する場面がありました。

■ポートフォリオについて

ファンドは主として米ドル建てのエマージング債券を実質的な投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求します。運用にあたっては、当期も引き続き、計量分析とファンダメンタル分析に基づき、魅力的であると判断した銘柄への投資を行いました。

その結果、セクター別では、国債を中心に、社債や政府機関債の銘柄にも投資を行いました。国別では、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、エクアドル等が上位となりました。

なお、円建-円ヘッジクラスでは、米ドルと円間の為替レートの変動による影響を低減するために、米ドル売り・円買いの為替ヘッジ取引を行いました。

第7期（2018年10月1日～2019年9月30日）

■投資環境について

当期のエマージング債券市場は、期初から2018年11月中旬にかけては、原油価格の下落や世界的な株安を背景に下落しました。その後期末にかけては、米国金利の低下（価格は上昇）や原油価格が持ち直したことから、欧米の株式市場が上昇したことを受け、大きく上昇しました。

■ポートフォリオについて

ファンドは主として米ドル建てのエマージング債券を実質的な投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求します。運用にあたっては、当期も引き続き、計量分析とファンダメンタル分析に基づき、魅力的であると判断した銘柄への投資を行いました。

その結果、セクター別では、国債を中心に、社債や政府機関債の銘柄にも投資を行いました。国別では、インドネシア、メキシコ、南アフリカ、アルゼンチン等が上位となりました。

なお、円建-円ヘッジクラスでは、米ドルと円間の為替レートの変動による影響を低減するために、米ドル売り・円買いの為替ヘッジ取引を行いました。

第8期（2019年10月1日～2020年9月30日）

■投資環境について

当期のエマージング債券市場は、期初から2020年3月上旬にかけては上昇基調で推移したものの、その後は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大懸念や原油価格の下落などを受け急落しました。3月下旬以降期末にかけては反発し、パンデミック前の水準まで回復しました。

■ポートフォリオについて

ファンドは主として米ドル建てのエマージング債券を実質的な投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求します。運用にあたっては、当期も引き続き、計量分

析とファンダメンタル分析に基づき、魅力的であると判断した銘柄への投資を行いました。
その結果、セクター別では、国債を中心に社債や政府機関債の銘柄にも投資を行いました。国別では、メキシコ、ブラジル、チリ、パナマ等が上位となりました。
なお、円建-円ヘッジクラスでは、米ドルと円間の為替レートの変動による影響を低減するために、米ドル売り・円買いの為替ヘッジ取引を行いました。

第9期（2020年10月1日～2021年9月30日）

■投資環境について

2021年9月30日までの12ヵ月間におけるエマージング債券市場は、上昇しました。
2020年年末にかけては、コロナウイルスのワクチン接種が開始されたことなどを好感して上昇したものの、その後は米国の金融政策の正常化と金利動向に左右されて変動する展開になりました。

■ポートフォリオについて

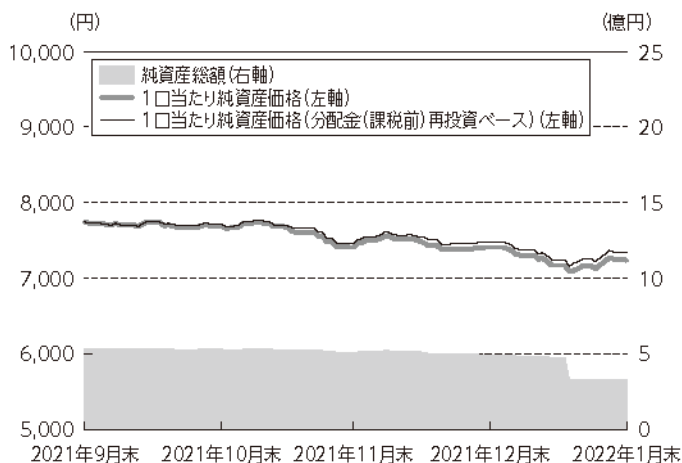
ファンドは主として米ドル建てのエマージング債券を実質的な投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求します。運用にあたっては、当期も引き続き、計量分析とファンダメンタル分析に基づき、魅力的であると判断した銘柄への投資を行いました。
その結果、セクター別では、国債を中心に、社債や政府機関債の銘柄にも投資を行いました。国別では、メキシコ、南アフリカ、ウクライナ、コロンビア等が上位となりました。
なお、円建-円ヘッジクラスでは、米ドルと円間の為替レートの変動による影響を低減するために、米ドル売り・円買いの為替ヘッジ取引を行いました。

II. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過

■ 1口当たり純資産価格等の推移について

<円建一円ヘッジクラス>



第9期末の1口当たり純資産価格：	7,743円
第10期末の1口当たり純資産価格：	7,237円 (分配金額：100円)
騰落率：	-5.28%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

プラス要因

- ・ 保有債券の利子収入

マイナス要因

- ・ 為替ヘッジ・コスト
- ・ 保有するドル建てのエマージング国債および社債の価格下落

(注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。端数調整方法の違いにより、月次報告書に記載の騰落率とは異なる場合があります。以下同じです。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の1口当たり分配金額を記載しています。以下同じです。

(注3) 1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

(注4) 1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)は、第9期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークは設定されていません。

■分配金について

当期（2021年10月1日～2022年1月31日）の1口当たり分配金（課税前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

<円建-円ヘッジクラス>

（金額：円）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 ^(注1) (対1口当たり純資産価格比率 ^(注2))	分配金を含む 1口当たり純資産価格 の変動額 ^(注3)
2021年10月18日	7,692	25 (0.324%)	-231
2021年11月16日	7,621	25 (0.327%)	-46
2021年12月16日	7,466	25 (0.334%)	-130
2022年1月19日	7,099	25 (0.351%)	-342

(注1) 「1口当たり分配金額」には分配落日における1口当たりの分配金額を記載しています。

(注2) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額
以下同じです。

(注3) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注4) 2021年10月18日の直前の分配落日（2021年9月16日）における1口当たり純資産価格は、7,948円でした。

■投資環境について

2021年10月1日～2022年1月31日までの4ヵ月間におけるエマージング債券市場は、下落しました。

2021年11月上旬にかけて上昇したものの、欧州の新型コロナウイルス感染拡大に伴うロックダウンへの警戒感や、新たな変異株のオミクロン株が確認されたことなどが嫌気され11月末にかけて下落しました。その後オミクロン株への過度な懸念が後退し戻しましたが、2022年に入ると米国国債金利の上昇を受けて下落しました。

■ポートフォリオについて

ファンドは主として米ドル建てのエマージング債券を実質的な投資対象とし、値上がり益とインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求します。運用にあたっては、当期も引き続き、計量分析とファンダメンタル分析に基づき、魅力的であると判断した銘柄への投資を行いました。

なお、円建-円ヘッジクラスでは、米ドルと円間の為替レートの変動による影響を低減するために、米ドル売り・円買いの為替ヘッジ取引を行いました。

なお、組入銘柄は、2022年1月31日時点で全て売却が完了しております。

ファンドは、2022年1月31日をもって、信託期間が満了し償還いたしました。

これまでのご愛顧に厚く御礼申し上げます。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券等の組入れはありません。

■今後の運用方針

ファンドは、2022年1月31日をもって、信託期間が満了し償還いたしました。

これまでのご愛顧に厚く御礼申し上げます。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理会社報酬	<管理会社として提供するサービス> 純資産総額の年率0.01% <投資運用会社として提供するサービス> 純資産総額の年率0.19%	ファンド資産の管理運用業務、受益証券の発行業務、ファンドの投資運用業務
受託会社報酬	年間10,000米ドル	ファンドの受託業務
販売会社報酬	純資産総額の年率0.30%	ファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱業務
販売管理代行報酬	純資産総額の年率0.95%	販売関連費用の支払い等の販売関連サービス
代行協会員報酬	純資産総額の年率0.05%	受益証券1口当たり純資産価格の公表等 ファンドの代行協会員業務
その他の費用（当期）	0.70%	専門家報酬（弁護士費用および会計士費用）、管理事務代行会社報酬等

(注1) 各報酬については、有価証券報告書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用（当期）」には、運用状況等により変動するものや実費となるものが含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、投資対象ファンドの費用を含みません。

Ⅲ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第10会計年度中の各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2013年9月30日)	5,102,164,490	8,986
第2会計年度末 (2014年9月30日)	5,049,562,153	9,230
第3会計年度末 (2015年9月30日)	1,604,971,700	8,245
第4会計年度末 (2016年9月30日)	1,009,161,366	9,120
第5会計年度末 (2017年9月30日)	847,912,650	9,004
第6会計年度末 (2018年9月30日)	652,117,653	8,017
第7会計年度末 (2019年9月30日)	620,820,316	8,080
第8会計年度末 (2020年9月30日)	563,877,633	7,751
第9会計年度末 (2021年9月30日)	532,761,075	7,743
第10会計年度末 (2022年1月31日)	329,457,762	7,237
2021年10月末日	527,371,775	7,687
11月末日	508,277,631	7,409
12月末日	491,644,859	7,407
2022年1月末日	329,457,762	7,237

(2) 分配の推移

下記会計年度および第10会計年度中の各月の分配の推移は、以下のとおりです。

	1口当たり分配金
	円
第1会計年度 (2013年1月17日～2013年9月30日)	200
第2会計年度 (2013年10月1日～2014年9月30日)	300
第3会計年度 (2014年10月1日～2015年9月30日)	300
第4会計年度 (2015年10月1日～2016年9月30日)	300
第5会計年度 (2016年10月1日～2017年9月30日)	300
第6会計年度 (2017年10月1日～2018年9月30日)	300
第7会計年度 (2018年10月1日～2019年9月30日)	300
第8会計年度 (2019年10月1日～2020年9月30日)	300
第9会計年度 (2020年10月1日～2021年9月30日)	300
第10会計年度 (2021年10月1日～2022年1月31日)	100
2021年10月	25
11月	25
12月	25
2022年1月	25

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は以下のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2013年1月17日～ 2013年9月30日)	609,420 (609,420)	41,650 (41,650)	567,770 (567,770)
第2会計年度 (2013年10月1日～ 2014年9月30日)	650 (650)	21,368 (21,368)	547,052 (547,052)
第3会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月30日)	0 (0)	352,392 (352,392)	194,660 (194,660)
第4会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月30日)	0 (0)	84,009 (84,009)	110,651 (110,651)
第5会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月30日)	0 (0)	16,480 (16,480)	94,171 (94,171)
第6会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月30日)	0 (0)	12,830 (12,830)	81,341 (81,341)
第7会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月30日)	0 (0)	4,510 (4,510)	76,831 (76,831)
第8会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月30日)	0 (0)	4,079 (4,079)	72,752 (72,752)
第9会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月30日)	0 (0)	3,950 (3,950)	68,802 (68,802)
第10会計年度 (2021年10月1日～ 2022年1月31日)	0 (0)	23,280 (23,280)	45,522 (45,522)

(注1) ()内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの2021年10月1日から2022年1月31日までの期間の日本語の財務書類は、米国における法令および米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。米ドルの日本円への換算には、2022年4月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=128.86円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。したがって、合計数値が一致しない場合があります。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）の受託会社としての立場に限定したインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド御中

意見

私どもは、添付のエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」という。）（ABケイマン・トラストのシリーズ・トラスト）の財務書類、すなわち、2022年1月31日現在の資産負債計算書、2021年10月1日から2022年1月31日までの期間における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに関連する注記（総称して「財務書類」という）の監査を行った。

私どもは、添付の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、ファンドの2022年1月31日現在の財政状態ならびに2021年10月1日から2022年1月31日までの期間における運用成績および純資産の変動をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準（米国GAAS）に準拠して監査を行った。これらの基準に基づく私どもの責任は、本報告書の財務書類の監査に関する監査人の責任の項に詳述されている。私どもは、私どもの監査に関連する倫理要件に従い、ファンドから独立した立場であること、および他の倫理的責任を果たすことが求められている。私どもは、私どもの監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

財務書類に関するマネジメントの責任

マネジメントは、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成し適正に表示することに関連した内部統制の整備、運用および維持について責任を負っている。

財務書類の作成に際して、マネジメントは、全体として、財務書類が発行可能となる日付後1年間ゴーイングコンサーンとして継続するためのファンドの能力に関して重大な疑義を提起する状況または事象が存在するかを評価することが求められる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、財務書類に、全体として、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るとともに、私どもの意見を含んだ監査報告書を発行することである。合理的な保証とは、高い水準の保証であるが、絶対的な保証ではなく、したがって、米国GAASに従って実施された監査が、重要な虚偽表示が存在する場合には常にそれを検出するという保証ではない。不正には共謀、偽造、意図的な省略、虚偽表示または内部統制の無効化が含まれる可能性があるため、不正に起因する重大な虚偽表示を検出しないリスクは、誤謬に起因するものよりも高い。虚偽表示は、個別にまた総額で、合理的な利用者が財務書類に基づいて行う判断に影響を及ぼす可能性が高い場合、重要性があるとみなされる。

米国G A A Sに従って監査を実施するにあたり、私どもは以下を行う。

- ・ 監査全体にわたり、職業専門家としての判断を行使し、職業的懐疑心を維持すること。
- ・ 不正または誤謬によるかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続を立案し、実施すること。このような手続には、財務書類における金額および開示に関する証拠の試査による検査が含まれる。
- ・ 監査に関連する内部統制の理解を得ること。これは状況に応じた適切な監査手続を立案するためであって、ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。したがって、当該事項についての意見表明は行われない。
- ・ マネジメントが採用した会計方針の適切性およびマネジメントによって行われた重要な会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討すること。
- ・ 我々の判断において、全体として考慮した場合に、合理的な期間、ゴーイングコンサーンとして存続するためのファンドの能力について重要な疑義を生じさせるような状況または事象が存在しているかについて結論すること。

私どもは、特に、計画された監査の範囲および時期、重要な監査上の指摘事項、私どもが監査中に特定した一定の内部統制関連事項に関して、ガバナンスの担当者に連絡することを求められている。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2022年5月6日

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。



Report of independent auditors

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency)

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency) (the "Sub-Fund"), a series trust of AB Cayman Trust, which comprise the statement of assets & liabilities as of January 31, 2022, and the related statements of operations and of changes in net assets for the period from October 1, 2021 through January 31, 2022, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Fund as of January 31, 2022, and the results of its operations and changes in its net assets for the period from October 1, 2021 through January 31, 2022 in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Sub-Fund and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Fund's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.



Report of independent auditors (continued)

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Emerging Bond Fund (Non JPY Currency)

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Fund's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Fund's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

A handwritten signature in cursive script that reads 'PricewaterhouseCoopers'.

May 6, 2022

① 貸借対照表

ABケイマン・トラスト・エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

資産負債計算書

2022年1月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券売却および為替取引未収金	13,715,785	1,767,416
その他の資産	19	2
資産合計	13,715,804	1,767,419
負債		
保管会社に対する債務	426	55
受益証券買戻未払金	13,568,196	1,748,398
未払販売報酬	15,554	2,004
未払販売管理代行報酬	2,905	374
未払投資運用報酬	2,344	302
未払代行協会員報酬	618	80
未払管理会社報酬	123	16
未払費用	125,638	16,190
負債合計	13,715,804	1,767,419
純資産	-	-

② 損益計算書

ABケイマン・トラスト・エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

損益計算書

2021年10月1日から2022年1月31日までの期間

	米ドル	千円
投資収益		
投資対象ファンドからの配当金収入の分配	282,565	36,411
	282,565	36,411
費用		
投資運用報酬	10,297	1,327
管理会社報酬	542	70
専門家報酬	30,202	3,892
販売報酬	26,158	3,371
保管会社報酬	20,006	2,578
販売管理代行報酬	13,863	1,786
受託会社報酬	10,074	1,298
名義書換事務代行報酬	9,750	1,256
管理事務代行報酬	7,888	1,016
登録費用	5,636	726
印刷費用	5,342	688
代行協会員報酬	2,710	349
その他の報酬	36,375	4,687
費用合計	178,843	23,046
投資純利益	103,722	13,366
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現利益 （損失）		
実現純利益（損失）：		
投資対象ファンドへの投資	175,319	22,592
為替取引	(185,344)	(23,883)
未実現評価損益の純変動：		
投資対象ファンドへの投資	(1,280,317)	(164,982)
外貨建資産および負債	156,134	20,119
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る純損失	(1,134,208)	(146,154)
運用による純資産の純減少	(1,030,486)	(132,788)

財務書類に対する注記を参照。

ABケイマン・トラストーエマーシング・ボンド・ファンド（外貨建）

純資産変動計算書

2021年10月1日から2022年1月31日までの期間

	米ドル	千円
運用による純資産の増加（減少）		
投資純利益	103,722	13,366
投資対象ファンドへの投資および為替取引に係る 実現純損失	(10,025)	(1,292)
投資対象ファンドへの投資ならびに外貨建資産および 負債の未実現評価損益の純変動	(1,124,183)	(144,862)
運用による純資産の純減少	(1,030,486)	(132,788)
受益者への分配金		
豪ドル建－豪ドルクラス	(46,378)	(5,976)
豪ドル建－ブラジルリアルクラス	(18,813)	(2,424)
円建－円ヘッジクラス	(54,843)	(7,067)
米ドル建－ブラジルリアルクラス	(100,865)	(12,997)
米ドル建－米ドルクラス	(58,185)	(7,498)
受益者への分配金合計	(279,084)	(35,963)
受益証券取引		
買戻	(16,425,015)	(2,116,527)
受益証券取引合計	(16,425,015)	(2,116,527)
減少合計	(17,734,585)	(2,285,279)
純資産		
期首	17,734,585	2,285,279
期末	-	-

財務書類に対する注記を参照。

ABケイマン・トラストーエマージング・ボンド・ファンド（外貨建）

財務書類に対する注記

2021年10月1日から2022年1月31日までの期間

1. 組織

ABケイマン・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の信託法（改訂）に基づき、2010年11月1日に設立されたオープン・エンド型の免税アンブレラ・ユニット・トラスト（2011年8月9日付補遺信託証書による修正に基づく）であり、2011年1月31日に運用を開始した。トラストは、シリーズ・トラストとして、現在2つのポートフォリオである、エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）およびグローバル・ハイ・インカム・エクイティ・ファンド（外貨建）を運用している。当報告書は、エマージング・ボンド・ファンド（外貨建）（以下「ファンド」という。）のみに関連している。ファンドの登録事務所は、インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）気付となる、ケイマン諸島、KY1-9005、グランドケイマン、ネクサスウェイ1に所在する。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2021年改訂）に基づく投資信託として登録されており、ケイマン諸島金融庁の規制に従っている。

ファンドは、以下の5クラスの受益証券の発行が可能であった（注3）。

- －豪ドル建－豪ドルクラス受益証券
- －豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券
- －米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券
- －米ドル建－米ドルクラス受益証券
- －円建－円ヘッジクラス受益証券

募集されている受益証券の各通貨は、表示通貨（以下「表示通貨」という。）として認知されている。豪ドル建－豪ドルクラス受益証券および豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券の表示通貨は、豪ドルである。円建－円ヘッジクラス受益証券の表示通貨は、日本円である。米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建－米ドルクラス受益証券の表示通貨は、米ドルである。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは管理会社／投資運用会社（以下「管理会社／投資運用会社」という。）として従事した。

ファンドは、実質的に資産のすべてを、管理会社／投資運用会社の関連ファンドであるABケイマン・マスター・トラストーエマージング・マーケット・ボンド・ポートフォリオ（以下「投資対象ファンド」という。）に投資した。ファンドは、投資対象ファンドの米ドルクラス受益証券を通じて投資対象ファンドに投資した。ファンドの投資目的は（投資対象ファンドに対する投資を通じて）、主に米ドル建ての新興国市場において異なる通貨で発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンを最大化を追求することであった。ファンドが投資目的を達成することまたは投資リターンを得ることは保証されていない。

ファンドは、2011年8月9日付補遺信託証書に従って、2022年1月31日に予定どおり終了した。

2. 重要な会計方針の要約

作成基準

本財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国G A A P」という。）に準拠して作成され、米ドルで表示される。ファンドは米国G A A Pに基づく投資会社であり、投資会社に適用される会計および報告指針に従っている。

投資の評価

ファンドは、米ドル建クラスの受益証券1口当たり純資産価格に基づいた公正価値で投資対象ファンドへの投資を計上していた。2022年1月31日の清算の前までは、ファンドは投資対象ファンドの米ドル建クラスの発行済受益権総数を保有していた。

先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、契約締結日における先渡外国為替レートと期末日におけるその先物レートとの差額で評価されていた。

現金および現金同等物

ファンドは、当初満期日まで90日未満のすべての流動性の高い投資を現金同等物としてみなしていた。

外貨

外貨建投資有価証券ならびにその他の資産および負債は、評価日現在の米ドルの金額に換算されていた。外貨建投資有価証券の売買ならびに収益および費用は、各取引日の米ドルの金額に換算されていた。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用結果の部分を、保有証券の市場価格の変動による変動と区分していなかった。かかる変動は、損益計算書の投資に係る実現純利益（損失）および未実現評価損益の純変動に含まれる。

外貨に係る実現純損益の計上額は、外貨の売り、証券取引に係る取引日と決済日との間の実現為替差損益およびファンドの帳簿に計上された配当金および利息の金額と実際に受領されたまたは支払われた米ドル同等額との差額である。外貨に係る未実現純損益の計上額は、為替レートの変動による投資有価証券および期末日の空売り証券の公正価値の変動以外の資産および負債の公正価値の変動から生じる。

収益認識

証券取引は取引日基準で計上された。受取および支払配当金は配当落日に認識され、受取および支払利息は発生主義で認識された。投資取引に係る実現損益は先入先出法で決定された。投資に係る実現可能と見込まれるディスカウントおよびプレミアムは、実効金利法を用いて各投資の残存期間にわたり償却された。損益計算書に反映される収益および費用には、投資対象ファンドが稼得した収益または発生した費用の金額は含まれていない。投資対象ファンドによる未分配部分の金額は、ファンドの投資対象ファンドへの投資の評価額に含まれていた。

収益および費用の配分

ファンドは、計算期間の始めに適用されるクラスまたはシリーズの1口当たり純資産価格に基づき、各クラスおよびシリーズへ収益および費用（販売報酬および販売管理代行報酬は除く）を比例配分した。注記4に記載のとおり、販売報酬および販売管理代行報酬は計算され各シリーズに課された。注記5に記載のとおり、各クラスの指定通貨に対する特定のヘッジクラス受益証券を通じて認識された損益は、各クラスへと配分された。

所得税

米国G A A Pの所得税等の不確実性に関する会計処理の要件に従って、マネジメントは、該当する税務期間のファンドの税務ポジションを分析し、ファンドの財務書類において所得税引当金が不要であるとの結論に達した。

ファンドは、ケイマン諸島政府の現行税法に基づき、税金が課されていないが、ファンドは投資していた国々により課税の対象となる可能性があった。かかる税金は、通常、稼得した収益および/または本国に送金されたキャピタルゲインに基づくものであった。税金は、稼得した投資純利益、実現純利益および未実現純利益（損失）について課され、未払計上された。

見積りの使用

米国G A A Pに準拠した財務書類の作成では、マネジメントに、財務書類の日付における資産および負債の計上額ならびに偶発資産および負債の開示（該当があれば）、ならびに報告年度における収益および費用の計上額に影響を与える見積りおよび仮定を要求している。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

補償および保証

ファンドは、通常の業務において、補償または保証を含む契約や合意書を締結している。ファンドに対するこれらの条項の実行をもたらす将来の事象が起こるかもしれない。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない将来の事象を含むため不明である。

3. 受益証券取引

2022年1月31日現在、発行済受益証券はなかった。

受益証券の説明

発行を認められる受益証券の口数に制限はなく、無額面となる。各受益証券は、ファンドの無分割受益権を表しており、その結果、ファンドの終了時に受益者に対して支払われる金額は、当該クラスのすべての受益証券残高で除された関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額における受益者の持分と等しくなる。クラスのすべての受益証券は、発行の際、買戻しおよび分配に関して同等の権利を付与する。各受益証券は、1受益証券当たり1議決権を含み、その他の各受益証券と同等の権利および権限を有していた。

ファンドは、特定の投資家のクラスの要求に応えるため、または市場慣行や一部の管轄における規制に従うために、異なる報酬体系や発行要件を持つ様々なクラスの受益証券を募集していた。

管理会社／投資運用会社はその裁量において随時、特定の国または地域に居住または定着している投資家に対する受益証券発行を、一時的に中止したり、無期限に停止したり、または制限したりすることができた。管理会社／投資運用会社は、受益者全体および各ファンドの保護に必要な場合には、特定の投資家による受益証券の取得を禁じることもできた。

受益証券の当初発行

受益証券は、当初、豪ドル建－豪ドルクラス受益証券および豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券は1口当たり10豪ドル、米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建－米ドルクラス受益証券は1口当たり10米ドル、ならびに円建－円ヘッジクラス受益証券は1口当たり10,000円で募集された。豪ドル建－豪ドルクラス受益証券、豪ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券、米ドル建－ブラジルリアルクラス受益証券および米ドル建－米ドルクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ100口および10口であった。円建－円ヘッジクラス受益証券の最低当初投資額および最低追加投資額は、それぞれ1口であった。

受益証券の継続発行

受益証券は、各ファンド取引日において、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格（適用される販売手数料が加算される）で表示通貨により購入することができた。ファンド取引日とは、各ファンド営業日（ニューヨークにおける各銀行営業日および日本における各銀行営業日、および／または管理会社／投資運用会社（または管理会社／投資運用会社により指定されたエンティティ）が決定するその他の日。以下「ファンド営業日」という。）をいう。

受益証券の買戻し

受益者は、ファンドの管理事務代行会社に対して、ファックスまたは郵便により取消不能である買戻注文を送付することにより、各ファンド取引日に、受益証券の買戻しをすることができた。

円建－円ヘッジクラス受益証券に関しては、受益証券が発行された日から一定期間以内に買戻された受益証券の買戻代金に、条件付後払申込手数料（以下「C D S C」という。）が課される場合があった。C D S Cは、買戻される受益証券の現時点での純資産価額に基づき、円貨により計算された。分配金またはキャピタルゲイン分配の再投資により発行される受益証券にはC D S Cは課されなかった。買戻代金にC D S Cが適用されるか否かを決定するにあたり、C D S Cは、投資家による円建－円ヘッジクラス受益証券の買戻請求につき、保有期間がより長い受益証券から買戻すものとみなされることを考慮して、最も低い料率で課されることとなるように計算される。C D S Cは、投資家により買戻代金からアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス（ケイマン）リミテッド（以下「販売管理代行会社」という。）に支払われた。2022年1月31日に終了した期間において、円建－円ヘッジクラス受益証券が支払ったC D S C手数料はなかった。

管理会社／投資運用会社は、各ファンド取引日について、受益証券の買戻しが通常の下で買戻請求を行う受益者に対して同日に速やかに実行されるように、適切な流動性が各クラスに関して維持されることを確保するように努めていた。ただし、管理会社／投資運用会社は、ファンドが各ファンド取引日において、同日におけるファンドの発行済受益証券の10%超の買戻請求を受領した場合には、受益証券の買戻しを制限することができた。かかる場合には、ファンドの受益証券を比例按分ベースで償還させることができた。管理会社／投資運用会社による当該権限の行使により実施されなかった買戻請求の一部は、当初請求の全部が充足されるまで、（管理会社／投資運用会社が同様の権限を有するのに関連して）翌ファンド取引日およびその後のすべてのファンド取引日に

関して行われた請求として取り扱われた。さらに、特定の状況において、受託会社は、管理会社／投資運用会社と協議の上、受益者の受益証券を償還する権利を停止することができた。

分配金

管理会社／投資運用会社は、毎月15日（以下「分配基準日」という。）に受益者に対して、毎月分配を宣言することを予定していた。管理会社／投資運用会社は、ファンドの1）受益証券の各クラスに帰属する投資純利益、および2）通貨の運用に帰属する特定の受益証券クラスのリターン部分について、すべてまたは実質的にすべての額を、毎月分配することを宣言し、支払いすることを予定していた。

また管理会社／投資運用会社は、関連する受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益、および／または分配可能な元本から分配対象の範囲とするか否か、する場合にはその範囲について決定することができた。

2022年1月31日に終了した期間における受益証券取引は、以下のとおりであった。

	受益証券（口）	金額（米ドル）
	2022年1月31日に 終了した期間	2022年1月31日に 終了した期間
豪ドル建－豪ドルクラス		
受益証券買戻	(408,600)	(662,331)
純減少	(408,600)	(662,331)
豪ドル建－ブラジルリアルクラス		
受益証券買戻	(466,320)	(3,262,783)
純減少	(466,320)	(3,262,783)
円建－円ヘッジクラス		
受益証券買戻	(68,802)	(4,635,159)
純減少	(68,802)	(4,635,159)
米ドル建－ブラジルリアルクラス		
受益証券買戻	(2,915,120)	(3,665,628)
純減少	(2,915,120)	(3,665,628)
米ドル建－米ドルクラス		
受益証券買戻	(372,680)	(4,199,114)
純減少	(372,680)	(4,199,114)
受益証券取引合計額：		(16,425,015)

4. 報酬および費用

一方の当事者が他方の当事者を支配することができる場合または財務上もしくは業務上の決定を行う際、他方の当事者に重要な影響力を及ぼすことができる場合、それらの当事者は関連しているとみなされた。

受託会社報酬

受託会社は、ファンドの受益証券の発行入金から支払われる年間10,000米ドルの報酬を受領する権利を有していた。受託会社はまた、臨時の受託会社のサービスに対する報酬およびファンドのために受託会社が支払った直接の立替費用をファンドの資産から受領する権利を有していた。

2022年1月31日に終了した期間において、ファンドでは10,074米ドルの受託会社報酬が発生したが、うち74米ドルが2022年1月31日現在で未払いであり、資産負債計算書上の未払費用およびその他の負債に計上されている。

管理会社／投資運用会社報酬

管理会社／投資運用会社は、ファンドの管理会社として提供するサービス（以下「管理会社報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.01%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有していた。

管理会社／投資運用会社は、ファンドの投資運用会社として提供するサービス（以下「投資運用報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.19%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有していた。

管理会社／投資運用会社はまた、ファンドの資産からファンドのために管理会社／投資運用会社が支払った立替費用および支出の支払いを受ける権利を有していた。

2022年1月31日に終了した期間において、ファンドでは10,297米ドルの投資運用報酬および542米ドルの管理会社報酬が発生し、2022年1月31日現在において、うちそれぞれ2,344米ドルおよび123米ドルが未払いであり、それぞれ資産負債計算書の未払投資運用報酬および未払管理会社報酬に計上されている。さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、41,048米ドルの投資運用報酬が発生した。

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社報酬

受託会社は、ファンドの管理事務代行会社および名義書換事務代行会社（以下「管理事務代行会社および名義書換事務代行会社」という。）として活動するためにブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーと管理事務代行契約を締結した。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、ファンドに関して提供するファンドの会計・管理事務サービスについて、ファンドの資産から関連する月末から30暦日以内に毎月米ドルにより後払いされる報酬の支払いを受ける権利を有していた。ファンドの会計・管理事務サービスに関する報酬は年間15,000米ドルおよびその他取引手数料である。名義書換事務代行サービスに関する報酬は年間10,000米ドルに追加して受益証券のクラスごとに1,000米ドルおよびその他取引手数料が課されていた。2022年1月31日に終了した期間において、ファンドでは7,888米ドルの管理事務代行報酬および9,750米ドルの名義書換事務代行報酬が発生し、2022年1月31日現在において、その全額が未払いであり、資産負債計算書の未払費用およびその他の負債に計上されている。

さらに、ファンドでは投資対象ファンドへの投資を通じて、2,160米ドルの管理事務代行報酬および7,491米ドルの名義書換事務代行報酬がそれぞれ発生した。

代行協会員報酬

管理会社／投資運用会社は、アライアンス・バーンスタイン株式会社を日本における代行協会員として任命した。代行協会員は、ファンドの代行協会員として提供するサービス（以下「代行協会員報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日におけるファンドの平均純資産価額の年率0.05%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有していた。

2022年1月31日に終了した期間において、ファンドでは2,710米ドルの代行協会員報酬が発生し、2022年1月31日現在において、うち618米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払代行協会員報酬に計上されている。

販売会社報酬

販売会社は、ファンドの販売会社として提供するサービス（以下「販売報酬」という。）に関して、ファンドの資産から各月の各ファンド営業日における豪ドル建－豪ドルクラス、豪ドル建－ブラジルリアルクラス、米ドル建－ブラジルリアルクラスおよび米ドル建－米ドルクラスの平均純資産価額の年率0.55%、ならびに円建－円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.30%に相当する報酬の支払いを受ける権利を有していた。

2022年1月31日に終了した期間において、ファンドでは26,158米ドルの販売報酬が発生し、2022年1月31日現在において、うち15,554米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売報酬に計上されている。

販売管理代行報酬

販売管理代行会社は、ファンドの販売管理代行会社として提供するサービス（以下「販売管理代行報酬」という。）に関して、各月の各ファンド営業日における円建－円ヘッジクラスの平均純資産価額の年率0.95%に相当する報酬を、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有していた。

2022年1月31日に終了した期間において、ファンドでは13,863米ドルの販売管理代行報酬が発生し、2022年1月31日現在において、うち2,905米ドルが未払いであり、資産負債計算書の未払販売管理代行報酬に計上されている。

5. デリバティブ金融商品

ファンドは、収益を稼得しリターンを向上させること、当該ポートフォリオおよび受益証券クラスのリスク・プロファイルをヘッジまたは調整すること、より伝統的な直接投資を代用すること、または他のアクセス不能な市場に対するエクスポージャーを得ることを目的として、デリバティブを活用していた。

ファンドは、オフバランスシート・リスクを表す可能性があるデリバティブ契約を締結していた。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映されたかかる投資の評価より大きい場合に存在する。

一部のデリバティブ契約は、ファンドの純資産が規定水準まで下落した、または、ファンドが当該契約におけるその他信用リスクに関する制限条項の充足に違反した場合に、店頭取引デリバティブの取引相手方に担保の要求や期限前にデリバティブ契約を終了することを認めており、これにより当該取引相手に対する純債務の前倒しでの支払いを発生させる。

ファンドが活用する主要なデリバティブ取引の種類および手法は以下のとおりである。

先渡外国為替契約

2022年1月31日に終了した年度において、ファンドは、米ドルに対する各受益証券クラスの指定通貨のエクスポージャーをヘッジするために、以下のとおり先渡外国為替契約を締結した。

- ・豪ドル建－豪ドルクラス：豪ドル建－豪ドルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する豪ドルの金額で、米ドルに対する豪ドルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・豪ドル建－ブラジルリアルクラス：豪ドル建－ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルの金額で、米ドルに対するブラジルリアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・円建－円ヘッジクラス：円建－円ヘッジクラスに帰属する純資産価額の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当する日本円の金額で、米ドルに対する日本円の先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建－ブラジルリアルクラス：米ドル建－ブラジルリアルクラスに帰属する純資産価額（未実現の為替差損益は除く。）の米ドルエクスポージャーにつき、可能な限りほぼその全額に相当するブラジルリアルの金額で、米ドルに対するブラジルリアルの先渡外国為替契約の買いを行う。
- ・米ドル建－米ドルクラス：先渡外国為替契約は行わない。

先渡外国為替契約は、外貨を将来の日付に合意価格で売買する義務である。

未決済の先渡外国為替契約の評価額の変動は、資産負債計算書の先渡外国為替契約に係る未実現評価損益ならびに損益計算書の外貨建資産および負債に係る未実現評価損益の純変動として計上されていた。当初契約と契約終了時の差額から生じる損益は、損益計算書の為替取引に係る実現純損益に含まれる。

リスクは、取引相手方が契約条件を満たすことができない可能性や、米ドルに対する外貨の評価額の予想しない動きから生じることがある。額面または契約金額は、米ドル建で特定の通貨契約においてファンドが有するエクスポージャーの合計を反映している。

2022年1月31日現在、ファンドの未決済の先渡外国為替契約はなかった。

為替取引

ファンドは通常、特に、店頭取引の取引相手に対する信用リスクを軽減する目的で、店頭デリバティブ契約の取引相手と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター・アグリーメント（以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。）を締結していた。ISDAマスター・アグリーメントには、一般的な債務、表明、担保ならびに債務不履行または終了事由に関する規定が含まれている。ISDAマスター・アグリーメントに基づき、ファンドは通常、債務不履行または終了事由が生じた場合に、店頭取引の取引相手との間で特定のデリバティブ金融商品の債務および／または債権を、保有する担保および／または差し入れた担保と相殺して、純額で一括清算（クローズアウト・ネットティング）することができた。店頭取引の取引相手による債務不履行が生じた場合、ファンドの純負債を上回る市場価値を有する不履行当事者が保有する担保の回収が遅れる、もしくは拒否される可能性がある。

ファンドのISDAマスター・アグリーメントには、ファンドの純資産が一定の水準以下に下落した場合（純資産に係る偶発特性）に店頭デリバティブ取引を早期終了する規定が含まれていることがある。これらの水準を割り込んだ場合、ファンドの店頭取引の取引相手は、かかる取引を終了し、ファンドに対して、その終了した取引に関連する清算額の支払いまたは受領を要求する権利を有していた。期末日現在に保有する店頭デリバティブがある場合、追加の詳細については、下表の店頭取引の取引相手別のネットティング契約を参照のこと。2022年1月31日現在で保有する店頭デリバティブはなかった。

2022年1月31日に終了した期間において、デリバティブの種類別に分類したファンドのデリバティブ残高は以下のとおりである。

デリバティブの種類	損益計算書上のデリバティブに係る利益（損失）の勘定科目	デリバティブに係る実現利益（損失）	未実現評価益（損）における変動
外国為替契約	為替取引に係る実現純利益（損失）、外貨建資産および負債の未実現評価損益の純変動	(185,243)	155,940
合計		(185,243)	155,940

財務報告目的上、ファンドは、ネットティング契約の対象であるデリバティブ資産とデリバティブ負債を資産負債計算書上で相殺しなかった。

6. 公正価値の測定

公正価値の測定に関する米国GAAPに準拠して、公正価値は、ファンドが測定日における市場参加者間での秩序ある取引における資産の売却に伴って受け取る価格または負債を移転するために支払う価格と定義されている。米国GAAPは、資産または負債の評価に対するインプットの透明性に基づき、公正価値の測定および公正価値の測定に関する3つのレベルの階層に関する枠組みを確立している。インプットは観察可能または観察不能である場合があり、概して、市場参加者が資産または負債の価格設定に利用するであろう仮定を指す。

観察可能なインプットは、市場参加者がファンドから独立した情報源から入手した市場データに基づいて資産または負債の価格設定に利用する仮定を反映する。観察不能なインプットは、市場参加者が状況に照らして入手できる最善の情報に基づいて、資産または負債の価格設定に利用する仮定についてファンド独自の仮定を反映する。各投資は、評価全体に対する重要性を勘案したインプットの観察可能性に基づき、レベル分類されている。

3つの階層のインプットは以下に要約されている。

- ・レベル1 – 同一の投資に対する活発な市場での相場価格。
- ・レベル2 – その他の観察可能で重要なインプット（類似の投資に対する相場価格、金利、期限前償還率、信用リスク等を含む）。
- ・レベル3 – 観察不能で重要なインプット（投資の公正価値を決定する際のファンド独自の仮定を含む）。

ファンドは投資対象ファンドの公正価値を決定するために実務上の手段として純資産価額を利用していた。管理会社／投資運用会社は、公正価値の反映がなされていないと考えられる場合、報告される純資産価額を調整する権利を有していた。投資対象ファンドの投資評価の固有の不確実性により、見積りの価値は当該投資対象ファンド向けの市場が存在していたならば利用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があり、またその差額は重要であるかもしれない。

2022年1月31日現在、ファンドは投資を行っていない。

ファンドの投資対象ファンドへの投資は純資産の5%を超えており、ファンドは日次基準で投資対象ファンドから買戻すことができた。2022年1月31日現在、投資対象ファンドには買戻しについての制限はなかった。また、ファンドは投資対象ファンドへの投資を通じて保有している銘柄でファンドの純資産の5%を超えているものはなかった。投資対象ファンドの投資目的は、主に米ドル建ての新興国市場において発行される債券に投資することにより、値上がり益およびインカムゲインからなるトータル・リターンの最大化を追求することにあった。

7. 財務ハイライト

財務ハイライトは、2022年1月31日に終了した期間におけるファンドの財務パフォーマンスを表している。

1口当たりの運用パフォーマンスおよび比率は、それぞれ2022年1月31日に終了した期間における平均受益証券総数および平均純資産に基づき計算される。

受益者のパフォーマンスは、受益証券取引のタイミングや各受益証券クラスの指定通貨に固有の通貨の運用に基づき変化する可能性がある。トータル・リターンは、期中における受益証券1口当たり純資産価格（分配金の再投資を含む）の変動に基づき計算される。投資リターン合計は、表示通貨の純資産価格に基づいている。

平均純資産に対する運用費用の比率には、投資対象ファンドのいかなる費用も含まれていない。

平均純資産に対する比率は年率換算されている。

	豪ドル建—豪ドルクラス	
	2021年10月1日から2022年1月31日 までの期間	
期首純資産価格（米ドル）		4.87
投資運用による収益		
投資純利益		0.03
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失		(0.36)
運用による純資産価格の純減少		(0.33)
控除：分配金		
受益者への分配金		(0.12)
清算前の期末純資産価格（米ドル）		\$4.42
トータル・リターン		
表示通貨の純資産価格に基づく投資リターン合計	(4.95)%	*
割合／補足データ		
清算前の期末純資産（千米ドル）		1,696
平均純資産に占める割合：		
費用		3.14%
投資純利益		2.15%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは(6.97)%である。

豪ドル建—ブラジルリアルクラス

2021年10月1日から2022年1月31日
までの期間

期首純資産価格（米ドル）	2.53
投資運用による収益	
投資純利益	0.02
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(0.12)
運用による純資産価格の純減少	(0.10)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.06)
清算前の期末純資産価格（米ドル）	2.37
トータル・リターン	
表示通貨の純資産価格に基づく投資リターン合計 割合／補足データ	(1.95)% *
清算前の期末純資産（千米ドル）	545
平均純資産に占める割合：	
費用	2.89%
投資純利益	2.24%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは(4.04)%である。

円建—
円ヘッジクラス

2021年10月1日から2022年1月31日
までの期間

期首純資産価格（米ドル）	69.58
投資運用による収益	
投資純利益	0.30
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(6.11)
運用による純資産価格の純減少	(5.81)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.88)
清算前の期末純資産価格（米ドル）	62.89
トータル・リターン	
表示通貨の純資産価格に基づく投資リターン合計 割合／補足データ	(5.28)% *
清算前の期末純資産（千米ドル）	2,863
平均純資産に占める割合：	
費用	3.76%
投資純利益	1.33%

* 報告通貨に基づくトータル・リターンは(8.40)%である。

**米ドル建－
ブラジルリアルクラス**

2021年10月1日から2022年1月31日
までの期間

期首純資産価格（米ドル）	2.17
投資運用による収益	
投資純利益	0.01
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(0.10)
運用による純資産価格の純減少	(0.09)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.04)
清算前の期末純資産価格（米ドル）	2.04
トータル・リターン	
純資産価格に基づく投資リターン合計	(4.35)%
割合／補足データ	
清算前の期末純資産（千米ドル）	5,466
平均純資産に占める割合：	
費用	3.15%
投資純利益	2.11%

**米ドル建－
米ドルクラス**

2021年10月1日から2022年1月31日
までの期間

期首純資産価格（米ドル）	9.30
投資運用による収益	
投資純利益	0.06
投資ならびに為替取引に係る実現および未実現純損失	(0.61)
運用による純資産価格の純減少	(0.55)
控除：分配金	
受益者への分配金	(0.16)
清算前の期末純資産価格（米ドル）	8.59
トータル・リターン	
純資産価格に基づく投資リターン合計	(5.97)%
割合／補足データ	
清算前の期末純資産（千米ドル）	2,996
平均純資産に占める割合：	
費用	3.15%
投資純利益	2.12%

8. ファンドの投資上のリスク

為替リスク

投資対象ファンドの裏付けとなる投資は、ファンドの表示通貨とは異なる1つの、または複数の

通貨建てとなっていることがあり得た。このことは、裏付けとなる投資の為替変動が、ファンドの受益証券の純資産価額に対し多大な影響を及ぼすことがあり得ることを意味していた。投資対象ファンドにおいて特定の通貨建てにより投資がなされたことにより、当該通貨の価値が1つの、または複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負っていた。通貨価値に影響を及ぼし得た要因には、貿易収支、短期金利水準、異なる通貨建ての類似する資産の相対的価値の相違、長期的な投資および投資元本の値上がりの機会ならびに政治的動向が含まれていた。投資対象ファンドは、米ドル以外の通貨建て資産の比率については制限されていなかった。

カントリー・リスクー新興国市場

投資対象ファンドは、新興国市場の発行体が発行する証券に投資していた。その結果、ポートフォリオは、先進国市場を所在地とする発行体の持分証券のみに投資するポートフォリオより、値動きが大きく、著しく流動性が低くなる可能性があった。新興国市場の発行体が発行する証券に対する投資には、先進国市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクが伴う。(i) 取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、先進国資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。

(ii) 国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収用、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。(iii) 為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しまたは今後課せられる可能性があること。(iv) 国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業に対して課せられる投資上の制限等、投資対象ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうること。(v) 民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

新興国市場の発行体への投資に関するその他のリスクには、証券の発行体に関して提供されている公開情報が少ないこと、決済実務が発展した市場におけるものとは異なるため、遅延が生じる可能性があること、または資産の損失・盗難から投資対象ファンドを完全には保護することができない可能性があること、会社または産業が国有化される可能性があること、収用または没収的課税の可能性のあること、および外国税が賦課されることが含まれる。また新興国市場の証券への投資は、概して、為替換算費用、一部の新興国市場における高額な仲介手数料および外国保管者における証券の保管費用によって費用が増大することがある。新興国市場の発行体は、発展した市場の企業が依拠すべきものに相当する会計、監査および財務上の報告基準および要件に依拠しないことがある。新興国市場を有する国によっては、かかる報告基準が大幅に異なることがある。その結果として、一部の新興国市場において、従来より発展した市場で用いられる株価収益率等の投資上の測定値は、適用しないことがある。

金利リスク

ファンドの受益証券の価値は、その投資対象の価値とともに変動することとなっていた。ファンドの確定利付証券に対する投資価値は、一般的な金利水準の変動に応じて変動することとなっていた。金利低下時は確定利付証券の価値は一般的に上昇するが、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には、ファンドの保有する証券の価値は金利の低下とともに下落することがある。逆に、金利上昇時は確定利付証券の価値は一般的に下落する。満期およびデュレーションが長い確定利付証券は、満期およびデュレーションが短い証券に比べて金利の変動の影響を大きく受ける。

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを活用することができた。デリバティブは、その価値が裏付けとなる資産、基準金利または指数の値により決まる、またはそこから生じる金融契約である。管理会社／投資運用会社は、場合によっては、他のリスクを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用することとなっていた。ただし、概して、ファンドまたは投資対象ファンドは、収益を得ること、通貨エクスポージャーをヘッジすること、利回りを向上させることおよびポートフォリオの分散を図ることを目的として、直接投資としてデリバティブを活用する可能性があった。取引相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブは、価格設定や評価が困難であるリスクおよびデリバティブの価値の変動が関連する裏付けとなる資産、レートまたは指数と完全に連動しない可能性があるリスクを伴う。

クラス間債務に係るリスク

ファンドは、特定の受益証券クラスについて、ファンドの基準通貨に対して関連する表示通貨へのエクスポージャーを軽減するために、先渡外国為替契約等の通貨デリバティブ取引を行うことがあり得た。ファンドは、通常、先渡外国為替契約が締結される特定の受益証券クラスに償還請求を限定することに同意した取引相手との間でのみ先渡外国為替契約を締結することとなっていたが、ファンド内の様々な受益証券クラス間において負債が法的には分離されていなかったことから、特定の受益証券クラスについての特定の指定通貨に関する通貨デリバティブ取引は、一定の状況下において、ファンドのその他の受益証券クラスの純資産価額に影響を及ぼし得る債務を発生させるというリスクが存在した。かかる場合には、ファンドのその他の受益証券クラスの資産は、当該受益証券クラスが被る債務を補填するために利用される場合があり得た。

LIBORの移行および関連するリスク

投資対象ファンドは、ロンドン銀行間金利（以下「LIBOR」という。）を各種の利率計算のための「ベンチマーク」または「参照金利」として使用する負債証券、デリバティブまたはその他の金融商品に投資する可能性があった。LIBORを規制する英国金融行為規制機構は、2021年末で一定のLIBOR指標金利の公表を取り止める予定である。一部のLIBOR金利は2023年6月まで公表される予定であるが、銀行は2021年末までに取引相手との間でLIBORを参照する契約を締結することを取り止めることが強く推奨されている。金融規制当局および業界の作業グループは、欧州銀行間金利、英ポンド翌日物平均金利、担保付翌日物調達金利などの代替参照金利を示唆しているが、代替金利についての世界的なコンセンサスはなく、LIBORから移行するための既存の契約または商品を修正するプロセスは進行中であるが依然として完了していない。LIBORの廃止、または他の参照金利への変更、または参照金利の決定もしくは監督のその他の変更もしくは改革は、こうした参照金利に連動する有価証券または支払の市場または価値に悪影響を及ぼす恐れがあり、そのことは投資対象ファンドの運用成績および／または純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。発行体および貸し手が新たなまたは既存の契約または商品に改訂条項を含める意欲および能力に関しても、不透明性とリスクが残っている。その結果、LIBORから他の参照金利への移行は、LIBORに連動する市場における変動性および流動性の増加、LIBOR関連投資またはLIBORを利用する発行体への投資の価値の変動、借入または資金調達の難度の上昇、およびヘッジ戦略の有効性の減少をもたらし、潜在的に投資対象ファンドの運用成績に悪影響を与える可能性がある。また、見込まれているLIBORの廃止および移行に伴うリスクは、代替参照金利への秩序立った移行の達成のために必要な作業が適時に完了していない場合に、悪化する可能性が

ある。LIBORに基づいている投資に対するLIBORの段階的廃止の潜在的影響は、現在のところ不明である。

市場リスク

市場リスクは、金利および為替レートの動きだけでなく投資ポジションの価格の変動などの市場の変化により、投資ポジションの価値が変化する可能性である。市場リスクは、裏付けとなる金融商品が取引される市場の変動性および流動性により直接影響を受ける。投資対象ファンドは、エクスポージャーの分散、持ち高における制限の設定、関連する証券またはデリバティブ金融商品のヘッジなどを通じて、様々な方法で市場リスクを管理するよう努めていた。市場リスクの管理能力は、投資ポジションおよびかかる投資ポジションをヘッジするために利用された商品との間の流動性、関連価格、変動性および相関関係の変化により制約される可能性があった。

2019年暮れから始まり2022年も継続している、COVID-19として知られる疾病を発症させる新種のコロナウィルスの流行は、全世界的な流行に拡大した。このコロナウィルスのまん延から生じた混乱の高まり、および長期にわたりかつ深刻な世界経済への悪影響の可能性は、市場全体にわたるボラティリティの急激な上昇および大規模な質への逃避をもたらしている。ファンドのマネジメントは、変化しつつある状況およびそのファンドの財政状態への影響を継続的に監視する。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方が契約義務を履行できなくなる、または担保価値が適切でなくなるリスクである。ファンドおよび投資対象ファンドは、取引相手方の信用エクスポージャーや信用価値をモニタリングすることにより、信用リスクを最小限に抑えるよう努めていた。

オフバランスシート・リスク

ファンドおよび投資対象ファンドは、オフバランスシート・リスクを示す可能性のある投資取引の契約を締結することができた。オフバランスシート・リスクは、特定の投資に係る最大の潜在的損失が、資産負債計算書に反映されたかかる投資の評価より大きい場合に存在する。オフバランスシート・リスクは、一般的にデリバティブ金融商品の活用から発生する。

9. 後発事象

マネジメントは、財務書類の発行準備が整った日である2022年5月6日までのファンドの財務書類における後発事象の存在の可能性を評価した。

期中に発生したすべての費用は、監査終了後に支払われることが見込まれている。

ファンドは2022年2月4日、受益者への最終分配13,555,247ドルを行った。

欧州の不安定性ーウクライナにおける最近の出来事は、世界の金融市場、特に欧州市場に不確実性をもたらした。米国や欧州連合など多くの国が、ロシアやロシアに関係する個人や企業に制裁を課している。ファンドがこうした制裁の悪影響を受け、賠償責任およびコンプライアンス・リスクをファンドにもたらす可能性がある。ファンドには、2022年1月31日現在も期末後も、ロシアおよびウクライナのいずれの有価証券に対してもエクスポージャーはなかった。

③ 投資有価証券明細表等

当期末現在における有価証券等の組入れはありません。

V. 投資信託財産運用総括表

<円建一円ヘッジクラス>

信託期間	投資信託 当初払込日	2011年1月31日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託 契約終了日	2022年1月31日		資産総額	334,312,531円
区分	投資信託 当初払込時	投資信託 契約終了時	差引増減	負債総額	4,854,769円
受益権 口数	400,113口	45,522口	-354,591口	純資産価額	329,457,762円
元本額	4,001,130,000円	329,457,762円	-3,671,672,238円	受益権口数	45,522口
				1口当たり 償還金	7,237円

毎計算期末の状況

計算期	元本額 (円)	純資産価額 (円)	1口当たり 純資産価格 (円)	1口当たり分配金	
				金額 (円)	分配率 (%)
第1期	4,001,130,000	5,102,164,490	8,986	200	2.23
第2期	5,102,164,490	5,049,562,153	9,230	300	3.25
第3期	5,049,562,153	1,604,971,700	8,245	300	3.64
第4期	1,604,971,700	1,009,161,366	9,120	300	3.29
第5期	1,009,161,366	847,912,650	9,004	300	3.33
第6期	847,912,650	652,117,653	8,017	300	3.74
第7期	652,117,653	620,820,316	8,080	300	3.71
第8期	620,820,316	563,877,633	7,751	300	3.87
第9期	563,877,633	532,761,075	7,743	300	3.87
第10期	532,761,075	329,457,762	7,237	100	1.38

(注) 当初申込期間における1口当たり発行価格は、10,000円でした。

<円建一円ヘッジクラス>の受益証券は、2022年1月31日にすべて償還されました。

VI. お知らせ

該当事項はありません。